

官報

平成二十六年十一月十四日

第百八十七回 衆議院會議録 第十四号

平成二十六年十一月十四日(金曜日)

議事日程 第九号

平成二十六年十一月十四日

午後一時開議

第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙日程第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会、本院提出)(参議院送付)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
空家等対策の推進に関する特別措置法案(国土交通委員長提出)

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出)

午後二時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

○議長(伊吹文明君) 国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

○議長(伊吹文明君) まず、国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙を行います。

○議長(伊吹文明君) 国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(伊吹文明君) 橋慶一郎君のただいまの動議に御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、動議のとおり決しました。

議長は、国土開発幹線自動車道建設会議委員に安住淳君を指名いたします。

○橋慶一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第一とともに、参議院送付に係る第百八十六回国会、本院提出、社会保険労務士法の一部を改正する法律案を追加し、また、厚生労働委員長提出、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案の両案を委員会の審査を省略して追加し、四案を一括議題とし、委員長長の

報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) 橋慶一郎君のただいまの動議に御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、日程は追加をされました。

日程第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会、本院提出)(参議院送付)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第一、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案に加え、ただいま日程に追加されました社会保険労務士法の一部を改正する法律案、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案、以上四件を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。厚生労働委員長渡辺博道君。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
社会保険労務士法の一部を改正する法律案及び同報告書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症の蔓延を防止するため、中東呼吸器症候群及び新型インフルエンザ等感染症に要するおそれが高い鳥インフルエンザを二類感染症に追加するとともに、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る十一月十二日本委員会に付託され、昨日、塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人

となる制度を創設し、社員が一人の社会保険労務士法人の設立を可能とするものであります。

本案は、前国会、本院において可決され、参議院において継続審査となつていたもので、去る十一月十二日、参議院において可決の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、本日、提出者森英介君から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもつて、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、近年における危険ドラッグの乱用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大、販売等停止命令の対象となつた物品についての販売等の広域的な禁止、広告規制の拡充及びインターネットにおける違法広告についてプロバイダー等が送信防止措置を講じた場合の損害賠償責任の制限等の措置を講じようとするものであります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等が退所者と労苦をともにしてきた特別な事情に鑑み、当該配偶者等に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給しようとするものであります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、内閣

の意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきまますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、これより採決を行います。

まず、日程第一及び社会保険労務士法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

次に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案とハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案を可決することに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、両案とも可決をいたしました。

○橘慶一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

国土交通委員長提出、空家等対策の推進に関する特別措置法案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) ただいまの橘慶一郎君の動

議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程を追加いたしました。

空家等対策の推進に関する特別措置法案(国土交通委員長提出)

○議長(伊吹文明君) 空家等対策の推進に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長 今村雅弘君。

空家等対策の推進に関する特別措置法案(本号末尾に掲載)

〔今村雅弘君登壇〕

○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を定め、市町村は、基本指針に即して空家等対策計画を定めること、

第二に、市町村長は、固定資産税の課税等のために保有する空家等の所有者等に関する情報について、内部で利用することができること、

第三に、市町村長は、著しく保安上危険となるおそれがあるなど、放置することが不適切な状態にある空家等の所有者等に対し、除却、修繕等の措置をとるよう助言または指導、勧告、命令ができることと、これらに必要な限度において、職員等に空家等の立入調査をさせることができること、

第四に、所有者等が命令を履行しないときは、は命すべき所有者等が不明のときは、行政代執行ができること、

第五に、国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充等の措置を講じ、国及び地方公共団体は、そのほか必要な税制上の措置等を講ずること

などであります。

本案は、本日、国土交通委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいまますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。

本案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、本案は可決をいたしました。

○橘慶一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) ただいまの橘慶一郎君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程を追加いたしました。

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出)

○議長(伊吹文明君) 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長平沢勝栄君。

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

〔平沢勝栄君登壇〕

○平沢勝栄君 た、だいま議題となりました北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補充しその良好かつ平穩な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国は、永住被害者または永住配偶者であつて六十歳以上であるもの等に対し、老齢給付金を、毎月、支給すること等としております。

第二に、国は、永住配偶者であつてその配偶者である被害者が六十五歳に達した後に死亡したものの等に対し、配偶者支援金を、毎月、支給することとしております。

第三に、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた被害者に対し、当該被害者の請求により、

その間の老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給することとしております。

本案は、本日の北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものでございます。

何とぞ速やかに可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、本案は可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 塩崎 恭久君
国土交通大臣 太田 昭宏君
國務大臣 山谷えり子君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

補欠

厚生労働委員

辞任

補欠

金子 恵美君	佐々木 紀君
古賀 篤君	小倉 将信君
新谷 正義君	武村 展英君
丹羽 雄哉君	木原 誠二君
堀内 昭子君	中谷 真一君
山下 貴司君	笹川 博義君
木下 道義君	松原 仁君
重徳 和彦君	河野 正美君
佐々木 紀君	勝沼 栄明君
勝沼 栄明君	金子 恵美君
木原 誠二君	丹羽 雄哉君
笹川 博義君	山下 貴司君
河野 正美君	重徳 和彦君
佐々木 紀君	古賀 篤君
小倉 将信君	新谷 正義君
武村 展英君	堀内 昭子君
中谷 真一君	木下 道義君
松原 仁君	木原 誠二君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

(議案送付)

一、昨十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案
原子力損害の補償に関する法律の施行に際しての原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案
平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案
原子力損害の補償的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件

感染症の病原体又は当該職員が採取した検体の一部を提出を求めることができる。

第十五条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「及び」を「若しくは」に、「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者又は後見人を含む。以下同じ。）に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

一 一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

二 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

三 新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

四 一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

五 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

六 新感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

七 第一号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

八 第二号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

九 第三号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

十 第四号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

十一 第五号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

十二 第六号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体について検査を実施しなければならない。

5 第三項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用する。

第十五条の二第三項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第十五条の三第四項中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 就業制限その他の措置

第四十條中第十七條の前に次の一條を加える。
(検体の採取等)

第十六條の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体入手することができると認められる場合においては、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体入手することができると認められる場合においては、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定による検体の採取の措置を実施する場合に、同時に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施される者に対し、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しない検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該検体の提出若しくは採取の勧告又は検体の採取の措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

7 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

8 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省

令で定める事項を厚生労働大臣に報告しななければならない。

9 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

10 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第七項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

11 第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

第十七条第一項中「親権を行う者又は後見人という。以下同じ。」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第二十二條の二中「第十七條を」第十六條の三に改める。

第二十三條中「第十七條第三項及び第四項」を「第十六條の三第五項及び第六項」に改め、「都道府県知事が」の下に「第十七條第一項の規定による健康診断の勧告、同条第二項の規定による健康診断の措置、」を加え、「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五章中第二十七條の前に次の二條を加える。
(検体の収去等)

第二十六條の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため

必要があると認めるときは、第十五條第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五條第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五條第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五條第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員

に収去させた検体若しくは感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体若しくは感染症の病原体の提出の命令をし、第三項の規定により当該職員に検体若しくは感染症の病原体の収去の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体若しくは感染症の病原体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

(検体の採取等)

第二十六條の四 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五條第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五條第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に必ずべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五條第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五條第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取さ

せることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しななければならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の命令をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

第三十四條及び第三十五條第一項中「第二十七條を」第十六條の三に改める。
第三十五條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、厚生労働大臣が第二十六條の三第二項若しくは第四項又は第二十六條の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させるため必要があると認める場合について準用する。この場合において、第一項中「三類感染症、四類感染症若

- し、同項の次に次の三項を加える。
- 7 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三第二項及び第四項、第二十六条の四第二項及び第四項並びに第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。
- 8 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。
- 9 第三十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第七項の規定により厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。
- 第五十条第三項中「都道府県知事が」の下に「第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項」を加え、同項を同条の第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 第二十六条の三第五項から第八項までの規定は、前項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。
- 3 第二十六条の四第五項から第八項までの規定は、第一項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。
- 第五十一条第一項中「都道府県知事は」の下に「第四十四条の七第一項」を、「規定により」の下に「第二十六条の三第一項、第二十六条の四第一

項」を加え、同条第二項中「第四十五条」を「第四十四条の七」に改め、同条第四項中「第五十条第五項」を「第五十条第十項」に、「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改める。

第五十一条の二第一項中「対し」の下に、「第四十四条の七第一項」を加える。

第五十二条第一項中「都道府県知事は」の下に「第四十四条の七第一項若しくは第三項若しくは」を加え、「又は第五十条第一項」を「に規定する措置若しくは第五十条第一項の規定により第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第十項」に改める。

第五十三条の十四の見出しを「(家庭訪問指導等)」に改め、同条中「こと」を「指導」に改め、同条に次の一項を加える。

2 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるものに對し、厚生労働大臣が定めるところにより、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。

第五十六条の三十八第七項中「感染症に関する試験研究又は検査を行つてゐる機関」を「感染症試験研究等機関」に改める。

第五十八条第一号中「から第十六条までの規定(第十五条第二項を除く。)」を、「第十四条の二、第十五条第二項及び第五項を除く。」、第十五条の二から第十六条まで、第十六条の三第一項、第三項若しくは第七項から第十項まで又は第四十四条の七第一項、第三項若しくは第五項から第八項までの規定に改め、同条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 第二十六条の三第一項若しくは第三項

の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理若しくは収去(これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。又は第二十六条の三第五項から第八項まで(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。))の規定により実施される事務に要する費用

四の三 第二十六条の四第一項若しくは第三項の規定による検体の受理若しくは採取(これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。又は第二十六条の四第五項から第八項まで(これらの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む。))の規定により実施される事務に要する費用

第六十四条第一項中「及び第五項」の下に、「第十四条の二第一項及び第七項」を加える。

第六十五条の二中「第十四条」の下に、「第十四条の二を、」を除く。の下に、「第二十六条の三、第二十六条の四を加え、」第五十条第五項、同条第七項を「第五十条第十項、同条第十二項」に、「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に、「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項」に改める。

第七十三条第二項中「受理」の下に、「第十四条

の二第二項(第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理、第十四条の二第三項(第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))若しくは第二十六条の三第五項(第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合、第五十条第二項において準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))の規定による検体若しくは感染症の病原体の検査」を、「若しくは質問」

の下に、「第十六条の三第一項若しくは第二項(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))若しくは第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定による検体の受理若しくは採取、第十六条の三第三項若しくは第四項(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))若しくは第四十四条の七第三項若しくは第四項の規定による検体の採取、第十六条の三第七項(第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))、第二十六条の四第五項(第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))若しくは第四十四条の七第五項の規定による検体の検査」を、「入院」の下に「第二十六条の三第一項若しくは第二項(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))の規定に基づく政令によつて適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))」の規定による検体の受理若

しくは採取(これらが第五十条第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。)、第二十六条の四第三項若しくは第四項(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。))の規定による検体の採取(第五十条第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。))を加え、「又は第五項」を、「第七項又は第十項」に改める。

附 則

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに第十三条第一項及び第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定 公布の日

二 第六条の改正規定(同条第二十二項第二号の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。)) 公布の日から起算して二月を経過した日

三 第六条第二十二項第二号、第十二条第一項第一号及び第五十三条の十四(見出しを含む。))の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(検 討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(医師の届出に関する経過措置)

第三条 この法律による改正後の第十二条第一項

第一号の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に同項第一号に掲げる者を診断した医師について適用し、同日前にこの法律による改正前の第十二条第一項第一号に掲げる者を診断した医師については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の項中「第十四条の下に」、「第十四条の二を、」を除く。の下に、「第二十六条の三、第二十六条の四」を加え、「第五十条第五項、同条第七項を」第五十条第十項、同条第十二項に、「第三十六条第四項を」第三十六条第五項に、「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項」に改める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、感染症に関する情報の収集を強化するための規定を整備し、感染症予防対策

の推進を図るとともに感染症のまん延防止策の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 鳥インフルエンザのうち新型インフルエンザ等感染症に分類されるおそれが高いものを二類感染症とし、その範囲は政令で定めることとする。中東呼吸器症候群を二類感染症に追加すること。

2 都道府県知事から医療機関や感染症の患者等に対する検体等の提出等の要請について規定を設けること。また、厚生労働大臣が当該感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合の、検体等の提出等について規定を設けること。

3 都道府県知事から一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等に対する検体の提出の勧告及び検体の採取の措置等について規定を設けること。また、厚生労働大臣が当該感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合の、検体の採取等について規定を設けること。

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体等の提出を担当させる医療機関を指定するものとする。

5 検体等について、厚生労働大臣による検査の基準の策定、都道府県知事による検査の実施及び厚生労働大臣への結果の報告、厚生労働大臣から都道府県知事に対する提出の要請等に関する規定を設けること。

6 この法律は、一部を除き、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、感染症に関する情報の収集を強化するための規定を整備し、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延防止策の充実を図

るため、所要の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十六年十一月十三日

厚生労働委員長 渡辺 博道

衆議院議長 伊吹 文明殿

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会衆議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条の五により送付する。平成二十六年十一月十二日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 伊吹 文明殿

社会保険労務士法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(社会保険労務士の業務)」を付し、同条第一項第一号の六中「民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三百六十八条第一項に定める額」を「二百二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 社会保険労務士は、事業における労働管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができ。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず、ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

第二十五条の九の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(業務の範囲)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の九の二 前条第一項に規定するもののほか、社会保険労務士法人は、第二十条の二第一項の規定により社会保険労務士が処理することができる事務を当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士(以下この条及び第二十五条の二十四第四項において「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該社会保険労務士法人は、委託者に、当該社会保険労務士法人の社員等の中からその補佐人を選任させなければならない。

第二十五条の十一 第一項中「共同して」を削る。

第二十五条の二十二 第二項に次の一号を加える。

七 社員の欠亡

第二十五条の二十二 第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条の二十二の五を第二十五条の二十二の六とし、第二十五条の二十二の二から第二十五条の二十二の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の二十二の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士法人の継続)

第二十五条の二十二の二 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限る、当該社員の相続人(第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者の同意を得て、新たに社員を加入させて社会保険労務士法人を継続することができる。

第二十五条の二十四第四項中「社員又は使用人

である社会保険労務士(以下この項において「社員等」という。)を「社員等」に改める。

第二十五条の二十五第二項中「若しくは第六号又は第二項」を「から第七号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十五条の六の改正規定、第二十五条の十一第一項の改正規定、第二十五条の二十二第一項に一号を加える改正規定、第二十五条の二十二第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第二項とする改正規定、第二十五条の二十二の五を第二十五条の二十二の六とし、第二十五条の二十二の二から第二十五条の二十二の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の二十二の次に一条を加える改正規定並びに第二十五条の二十五第二項の改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の前日に社会保険労務士又は社会保険労務士法人がしたこの法律による改正前の社会保険労務士法第二十一条第一号の六に掲げる業務の範囲を超える行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
(第百八十六回国会衆法第四一号、参議院
送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の社会保険労務士制度を取り巻

く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体の行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができ紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立することができることとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 厚生労働大臣が指定する団体の行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができ紛争の目的の価額の上限を百二十万円に引き上げること。

2 社会保険労務士は、事業における労働管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとする。

3 社会保険労務士法人が2の事務の委託を受けることができることについて規定すること。

4 社員が一人の社会保険労務士法人の設立を可能とすること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近の社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体の行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができ紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が

一人の社会保険労務士法人を設立することができることとするのは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成二十六年十一月十四日

厚生労働委員長 渡辺 博道

衆議院議長 伊吹 文明殿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月十四日

提出者

厚生労働委員長 渡辺 博道

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五項中「含む」の下に、「以下「精神毒性」という」を加える。

第六十九条第二項中「第七十二条の二第一項、第七十二条の四」の下に、「第七十二条の五」を加え、「から第七十四条まで」を、「第七十三条、第七十四条に改める。

第七十二条の四の次に次の二条を加える。

(中止命令等)

第七十二条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八条の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八

条の規定に違反する広告(次条において「承認前の医薬品等」に係る違法広告」という。)である特定電気通信(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。)による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者(同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

(損害賠償責任の制限)

第七十二条の六 特定電気通信役務提供者は、前条第二項の規定による要請を受けて承認前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の承認前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第四号に規定する発信者をいう。以下同じ。)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六条の六の見出しを「(指定薬物等である疑いがある物品の検査及び製造等の制限)」に改め、同条第一項中「指定薬物」の下に「又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物」を加え、「当該物品が第七十六条の四の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている疑い又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された疑いがあり」を削り、「どうか」の下に「及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合にあつては、当該物

品が指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうかを加え、同条第二項中「その結果についての」を「第四項前段、第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第七項の規定による」に、「又は販売」を「販売」に、「陳列しては」を「陳列し、又は広告しては」に改め、同条に次の五項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、当該物品が次条第一項の規定による禁止に係る物品であるときは、当該都道府県知事は、併せて、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したとき又は前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該物品について第二第十五項の指定をし、又は同項の指定をしない旨を決定し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して、その旨第一号に掲げる場合にあつては、当該検査の結果及びその旨を通知しなければならない。

一 厚生労働大臣又は厚生労働大臣の指定する者が当該検査を行った場合、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者

二 都道府県知事は、厚生労働大臣から前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果及び当該通知の内容を通知しなければならない。

第七十六條の六の次に次の一条を加える。
（指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止）

第七十六條の六の二 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による命令をしたとき又は同条第三項の規定による報告を受けたときにおいて、当該命令又は当該報告に係る命令に係る物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装その他厚生労働省令で定める事項からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき（同条第四項後段の規定による報告を受けた場合を含む。）又は同条第六項の規定により第二第十五項の指定をし、若しくは同項の指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとする。

3 第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めるところにより、官報に告示して行ふ。

第七十六條の七の次に次の二条を加える。
（中止命令等）

第七十六條の七の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六條の五の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六條の六の二第一項の規定による禁止に違反した者に対して、同条第二項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六條の五の規定又は第七十六條の六第二項の規定による命令若しくは第七十六條の六の二第一項の規定による禁止に違反する広告（次条において「指定薬物等に係る違法広告」という。）である特定電気通信に係る情報の送信があるときは、特定電気通信に係る情報の送信者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

（損害賠償責任の制限）

第七十六條の七の三 特定電気通信役務提供者は、前条第三項の規定による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六條の八第一項中「を貯蔵し、若しくは陳列している」を若しくは指定薬物と同等以上に

精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している」に、「これらの物を」を「指定薬物若しくはこれらの物品」に、「若しくは陳列した」を「陳列し、若しくは広告した」に、「その疑いがある物品を、」を「これらの物品を、」に改める。

第七十七條を第七十六條の十とし、第十四章同条の次に次の三条を加える。

（教育及び啓発）

第七十六條の十一 国及び地方公共団体は、指定薬物等の薬物の濫用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第七十六條の十二 国は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに資する調査研究の推進に努めるものとする。

（関係行政機関の連携協力）

第七十七條 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに関し、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第八十一條の三第一項中「第七十六條の六」を「第七十二條の五、第七十六條の六第一項から第七項及び第二項」に改め、「第七十六條の七の二」を加え、同条第二項中「並びに第七十二條の五」を「第七十二條第三項並びに第七十二條の五」に改める。

第八十三條第一項中「第七十六條の六の下に」を「第七十六條の六の二」を、「第七十六條の七第一項及び第二項」の下に、「第七十六條の七の二」を、「第七十六條の九の下に」、「第七十六條の十」を、「第七十二條の四の下に」、「第七十二條の五」を加える。

第八十五條中第八号を第九号とし、第七号を第一

平成二十六年十一月十四日 衆議院會議録第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

ハンセン病問題の解

一一

八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第七十二条の五第一項の規定による命令に違反した者

第八十五条に次の一号を加える。

十 第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者

第八十六条第一項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。
二十四 第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第七十六条の六第二項から第七項までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の規定による命令をした場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六第一項の規定による命令をした場合については、なお従前の例による。

2 新法第七十六条の六の二の規定は、施行日以後に厚生労働大臣又は都道府県知事が新法第七十六条の六第二項の規定による命令をした場合について適用する。

(指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の整備)

第三条 国及び地方公共団体は、近年における指定薬物(新法第二十五条に規定する指定薬物をいう。)等の薬物の濫用の状況に鑑み、その

依存症からの患者の回復に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)の項第一号中「第七十六条の六」を「第七十二条の五、第七十六条の六第一項から第五項まで及び第七項に改め、第七十六条の七第一項及び第二項の下に、第七十六条の七の二を加え、同項第二号及び第三号中「並びに第七十二条第三項」を「第七十二条第三項並びに第七十二条の五」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第五条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第五項中「第八十五条第八号」を「第八十五条第六号、第九号及び第十号」に改め、「第八十六条第一項第二十三号」の下に「及び第二十四号」を加える。

理 由

近年におけるいわゆる危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大、販売等停止命令の対象となった物品についての販売等の広域的な禁止、広告規制の拡充及びインターネットにおける違法広告について特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた場合の損害賠償責任の制限等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月十四日

提出者

厚生労働委員長 渡辺 博道

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「ハンセン病療養所退所者給与金等の支給」に改め、同条第四項中「給与金を(給与金等)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「及び」の下に「第二項の特定配偶者等支援金並びに」を加え、「給与金を(給与金等)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、特定配偶者等(前項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であつて、現に日本国内に住所を有するもの(当該死亡後に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をした者を除く。)をいう。)に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律(以下「新法」という。)第十五条第二項の規定については、同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者(新法第八条第一項に規定する退所者をいう。)でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))及び一親等の尊属についても、適用する。

(検討)

第三条 国は、非入所者(新法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。)の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

理 由

ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情に鑑み、当該配偶者等に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約五千三百万円の見込みである。

空家等対策の推進に関する特別措置法案
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月十四日

提出者

国土交通委員長 今村 雅弘

空家等対策の推進に関する特別措置法
(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項

を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の

議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入つて調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の

事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することが出来る。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一條 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。に關するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二條 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三條 市町村は、空家等及び空家等の跡地

(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。))に關する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四條 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態)にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。))をとるよう助言又は指導をすることが出来る。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付

を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求め、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は

第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を通知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を通知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。))は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行ふべき旨及びその期限までにその措置を行わなければならないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者

がその措置を行ふべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。))の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に關し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に關し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五條 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六條 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、

妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月十四日

提出者

北朝鮮による拉致問題 平沢 勝栄
等に関する特別委員長

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「未曾有」を「未曾有」に、「拉致された」を「拉致された」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「とともに」を「帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等」を「ほか、帰国被害者等」に、「促進し、」を「促進し」に改め、「資する」の下に「とともに、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する」を、「拉致被害者等給付金」の下に「老齢給付金等」を加える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 被害者 北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいう。

二 被害者の配偶者 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて被害者でないものをいい、被害者の帰国後に配偶者となつた者及び被害者の死亡後に他の者の配偶者となつた者を除く。

三 被害者の配偶者等 被害者の配偶者及び被害者の子等(被害者の子及び孫であつて被害者でないものをいう。第五条第一項において同じ。)をいう。

四 被害者の家族 被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

五 帰国被害者等 帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等をいう。

六 永住被害者 帰国した被害者であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するものをいう。

七 永住配偶者 帰国し、又は入国した被害者の配偶者であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するものをいう。

第二条第二項中「前項」を「前項第一号」に改める。

第三条第二項中「帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等(以下「帰国被害者等」という。))を「帰国被害者等」に改める。

第五条の見出し中「拉致被害者等給付金等」を「拉致被害者等給付金及び滞在援助金」に改め、同条第一項中「帰国被害者等が本邦に永住する場合」には、当該帰国被害者等を「永住被害者、永住配偶者及び帰国し、又は入国した被害者の子等であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するもの」に改め、同条第二項中「帰国した被害者」を「帰国被害者等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(老齢給付金の支給)

第五条の二 国は、次の各号のいずれかに該当する永住被害者又は永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金を、毎月、支給する。

一 六十歳以上である者

二 六十歳未満である者であつて六十歳以上の永住配偶者又は永住被害者の配偶者であるもの

2 老齢給付金の支給を受けることができる者は、内閣府令で定めるところにより、当該支給を受けることができる老齢給付金の額の一部に相当する額について、前項の規定にかかわらず、毎月の支給に代えて、一時金の支給を選択することができる。

(配偶者支援金の支給)

第五条の三 国は、次の各号のいずれかに該当する

る永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところにより、配偶者支援金を、毎月、支給する。

一 その者の配偶者である被害者が六十五歳に達した後死亡した者

二 その者の配偶者である被害者が六十五歳に達する前に死亡した者であつて次のいずれかに該当するもの

イ その者が六十五歳以上であること。
ロ イに掲げるもののほか、その者の配偶者である被害者が生存しているとしたならば六十五歳以上であること。

第十一条第一項中「もの」の下に「(次条第一項において「対象期間」という。))」を加え、同条第四項中「係る」の下に「旧被保険者期間又は新被保険者期間についての保険料の納付その他の」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(特別給付金の支給)

第十一条の二 国は、前条第三項の規定により保険料が納付されたものとみなされた場合には、国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付(以下この項において「老齢基礎年金等」という。)の支給を開始すべき年齢(以下この項において「支給開始年齢」という。)に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた被害者に対し、当該被害者の請求により、六十歳に達した日に対象期間のうち旧被保険者期間又は新被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなして計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から当該被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた日の属する月まで支給されたとした場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給する。

2 前項に定めるもののほか、特別給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(追納支援一時金の支給)

第十一条の三 国は、帰国し、又は入国した被害者の子であつて被害者でないもの(帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限り、二十歳に達する日前に帰国し、又は入国した者を除く。以下この条において「被害者の子」という。)が第十一条第四項に規定する政令で定めるところにより旧被保険者期間又は新被保険者期間について保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、当該納付を支援するため、政令で定めるところにより、追納支援一時金を支給することができる。

第十二条中「及び滞在援助金」を「滞在援助金、老齢給付金、配偶者支援金、特別給付金及び追納支援一時金」に改める。

本則に次の一条を加える。

(情報の提供)

第十四条 厚生労働大臣及び日本年金機構並びに内閣総理大臣は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、国民年金の特例の実施、特別給付金の支給及び追納支援一時金の支給に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

附則第二条を次のように改める。

(拉致被害者等給付金の支給の特例)

第二条 国は、拉致被害者等給付金の支給開始の時から十年を経過した永住被害者又は永住配偶者であつてその生活基盤の再建又は構築が十分なものについて、十年を超えて拉致被害者等給付金の支給を行うことが特に必要であると認めるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、当該拉致被害者等給付金の支給開始の時から十五年を限度として、同項の規定の例により、拉致被害者等給付金の支給を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から

施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(以下この条において「新法」という。)第五条の二の規定は、この法律の施行前に同条の規定の適用があるとするならば同条第一項第二号に該当する永住被害者(新法第二条第一項第六号に規定する永住被害者をいう。)又は永住配偶者(同項第七号に規定する永住配偶者をいう。)についても、適用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号中「及び第四条から第六条まで」を「、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条」に改める。

理 由

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等が置かれていた状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穩な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十七年
度約一億三百万円の見込みである。